

伊丹市電気自動車用充電設備等導入事業

-公募型プロポーザル仕様書-

1. 事業の名称

伊丹市電気自動車用充電設備等導入事業（以下「本事業」という。）

2. 事業の目的

伊丹市（以下「市」という。）は、伊丹市ゼロカーボンシティ宣言に基づき5つの取組の方向性を掲げ、市民・事業者と一体となって取組を進めている。「移動手段の脱炭素化」の取組（取組の視点：車両を電気自動車等へ切り替えることで車両運行に伴う温室効果ガスを削減）として、民間活力を活用し、市内に電気自動車（以下「EV」という。）の充電設備（急速充電・普通充電）を導入することで利用環境の整備を行うことを目的とする。

3. 事業の概要

本事業は、EVが利用可能な充電設備（配線等の附帯設備等を含む。以下「EV充電設備等」という。）の設置について、市施設及び市内民間施設（共同住宅を含む）の駐車場を活用して行うものとする。

(1) 共通事項

(ア) 国補助金の活用

①本事業の実施に伴い国の補助事業（クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金）を活用する場合は、事業者により申請等を行い、補助事業の条件に適合した内容で提案するものとする。なお、国の補助金を活用しない場合においても、補助要件に準拠した内容で提案すること。

(イ) 設備条件

①本仕様書で定義するEV充電設備の出力は次に定めるものとする。

EV 急速充電設備：50kW

EV 普通充電設備：3kW 以上

(ウ) 業務遂行

①協定締結後、速やかに業務の履行に必要な人員を確保し、業務を履行すること。また、業務の履行に当たっては、統括責任者を選任すること。統括責任者は本事業または類似の事業に従事した経験があり、業務管理に関する責任者を充て、変更があった場合は直ちに本市へ届け出ること。

②EV充電設備等の設置にあたっては、事業者は、事前にEV充電設備等の仕様、施工方法を記した施工計画書を施設管理者に提出し、承諾を得るものとする。

③設置工事は、施設の運用を維持したまま行うものとし、やむを得ず停電作業等が必要な場

合は、事前に施設管理者と協議を行うものとする。なお、停電に伴う電気主任技術者の立ち合い等必要とする費用はすべて事業者で負担すること。

④事業者は、EV 充電設備等の運転開始前後に事故や障害等が発生した場合は、ただちに市に連絡したうえで対応し、その結果を市に報告しなければならない。また、市や利用者から事故等の連絡を受けた場合についても同様である。

(エ) リスク

①第三者との間における紛争等に関しては、事業者として責任ある立場で解決するものとし、市は一切の責任を負わない。

②事業者は、施設の建築物や電気系統に損傷又は損害を与えた場合や EV 充電設備等の設置及び管理に関する市もしくは施設管理者との合意事項（協定書、契約書、行政財産使用許可書等において定める事項）に適合していないことにより施設等に損害を与えた場合、その他事業者の責めに帰すべき事由により市もしくは施設管理者が損害を被った場合は、事業者がその損害を賠償する義務を負う。

(オ) 契約の締結

①EV 充電設備等の設置にあたっては、別に施設管理者と契約を締結するものとする。

(カ) 協定及び契約の解除

①本事業を実施するにあたり、事業者が市との間に取り交わす協定及び施設管理者との間に取り交わす契約に定める義務を履行しない場合には、協定及び契約を解除することができる。この場合、事業者の責任と負担により速やかに原状回復するものとする。

②事業者は、本事業を継続できなくなった場合、伊丹市が適切と認めた新たな事業者に権利及び義務を継承させることができる。

(キ) 法令遵守

①事業者は、関係法令等を遵守するものとする。

(2) 市施設

(ア) EV 充電設備等の設置にあたっては事業者の自己資本により行うものとする。また、EV 急速充電設備の利用システム等の運用に係る費用は、1 設置個所につき年間費用 88,000 円（税込み）を提案限度額とし、市と事業者との協議により、決定するものとするが、それ以外の EV 充電設備等の設計・設置・管理・運用等に係る一切の業務は、事業者が費用負担し、実施するものとする。

(イ) 事業者は、候補施設の状況を十分に把握するために、資料等の収集、施設関係者への聞き取り、現地測定、既設設備の確認等の必要な事前調査を実施した上で、施設の駐車場区画や契約電力等を十分に考慮し、施設の電力使用設備の運用に支障をきたすことのないよう EV 充電設備等の規模を提案するものとする。

(ウ) 事業者は、市施設での EV 充電設備等の設置に必要な用地等について使用許可の申請を行い、市は、伊丹市市公有財産規則（昭和 41 年 1 月 1 日伊丹市規則第 2 号）第 26 条 2

の規定に基づき、5年を上限として使用を許可し、事業者は都度、使用許可の更新申請をするものとする。EV充電設備等の設置に必要な用地の使用料についてはその使用料を免除するものとする。

(エ) EV急速充電設備等の設置期間は、供用を開始した日から起算して8年間とする。また、EV普通充電設備等の設置期間は、設置した日から起算して8年に達した日以後における最初の3月31日までとする。

(オ) 事業者は、市施設においてEV充電設備等の設置施設を選定するための設置可能性調査を行い、調査結果に基づき、市と事業者との協議により設置施設を決定するものとする。設置可能性調査は以下の項目を調査すること。

- ① 設置可能なEV充電設備等
- ② EV充電設備等の数
- ③ EV充電設備等を導入できる市施設の選定
- ④ 年間の利用回数・利用時間の見込み
- ⑤ 施設へのEV充電設備等導入スケジュールの策定

(カ) 前項により決定した市施設へは令和7年度中にEV充電設備等の設置及び供用を行うこと。ただし、補助金が取得できず、令和7年度中に設置が困難である場合は、令和8年度中に設置及び供用するよう市に提案を行うこととする。

(キ) 令和7年2月末までに伊丹市庁舎へEV急速充電設備1基の設置及び供用を行うこと。ただし補助金が取得できず令和7年2月末までに設置が困難である場合は、令和7年度中に設置及び供用するよう市に提案を行うこととする。

(ク) 事業者は、利用者から利用料を徴収し、利用料金については、事業者が提案したうえで、市と協議し決定するものとする。

(ケ) 事業者は、EV充電設備等の利用により生じた電気料金を負担するものとする。なお、事業者が用意した計器等において確認した当該使用電力分の電気料金相当額を施設管理者に対して精算する場合は、事業者が電気料金を負担したものとみなす。その場合、電気料金単価については市と協議したうえで決定し、事業年度分の電気料金を翌事業年度の4月30日までに精算払いすること。

(コ) 市は、業務の実施に当たり必要な資料を事業者に貸与する。なお、貸与を受けた資料は汚損、亡失等のないよう厳重に管理すること。

(サ) 協定締結後、速やかに本事業に関する問合せ全般に対応する窓口を設置すること。また、問合せ等があった場合は、日時、内容等を記録し、本市へ報告すること。

(シ) 事業者は、事業年度ごとに本事業の事業報告書を作成し、翌事業年度の4月30日までに市へ提出すること。事業報告書に記載する内容は以下のとおりとする。

- ① EV充電設備等の設置可能性調査結果
- ② EV充電設備等の事前調査結果
- ③ EV充電設備等の設置結果

- ④ 施設毎の EV 充電設備等の利用実績
- ⑤ 問い合わせ窓口への問合せ内容
- ⑥ 本事業における課題及び改善点
- ⑦ その他

(3) 市内民間施設

(ア) 事業者は、EV 充電設備等を設置希望する市内民間施設を公募すること。

(イ) EV 充電設備等を設置する施設は、施設管理者と事業者との協議により決定するものとする。

(ウ) EV 充電設備等の設置にあたっては事業者の自己資本により行うものとする。また、EV 急速充電設備の利用システム等の運用に係る費用は、1 設置個所につき年間費用 165,000 円（税込み）を提案限度額とし、施設管理者と事業者との協議により、決定するものとするが、それ以外の EV 充電設備等の設計・設置・管理・運用等に係る一切の業務は、事業者が費用負担し、実施するものとする。

(エ) 事業者は、候補施設の状況を十分に把握するために、資料等の収集、施設関係者への聞き取り、現地測定、既設設備の確認等の必要な事前調査を実施した上で、施設の駐車場区画や契約電力等を十分に考慮し、施設の電力使用設備の運用に支障をきたすことのないよう EV 充電設備等の規模を提案するものとする。

(オ) 事業者は、利用者から利用料を徴収し、利用料金については、事業者が提案したうえで、施設管理者と協議し決定するものとする。

(カ) 事業者は、EV 充電設備等の利用により生じた電気料金を負担するものとする。なお、事業者が用意した計器等において確認した当該使用電力分の電気料金相当額を施設管理者に対して精算する場合は、事業者が電気料金を負担したものとみなす。その場合、電気料金単価並びに、概算払いの期日は施設管理者と事業者とが協議し決定するものとする。

(キ) 協定締結後、速やかに本事業に関する問合せ全般に対応する窓口を設置すること。

(ク) 事業者は、事業年度ごとに本事業の事業報告書を作成し、翌事業年度の 4 月 30 日までに市へ提出すること。事業報告書に記載する内容は以下のとおりとする。

- ① 市内民間施設毎の EV 充電設備等の設置結果
- ② 市内民間施設毎の EV 充電設備等の利用実績
- ③ 市内民間施設向け説明会の実施報告
- ④ 問い合わせ窓口への問合せ内容
- ⑤ 本事業における課題及び改善点
- ⑥ その他

(ケ) 協定締結後、本事業を市内事業者へ周知することを目的に本事業の概要や参加要件等を整理したリーフレットを作成し印刷すること。リーフレットは、簡潔明瞭となるよう心掛けるものとし、本市との協議の上、作成すること。なお、記載内容は以下のとおりとする。

- ① 本事業の概要及びスケジュール
- ② 本事業で選択できる EV 充電器等設置プラン
- ③ EV 充電器等設置によるメリット
- ④ 本事業への申込方法
- ⑤ その他、本市が必要と認める内容

(コ) 協定締結後、市内民間施設が参加登録できるホームページを作成し運用すること。作成するホームページは、簡潔明瞭となるよう心掛けるものとし、掲載内容は以下のとおりとする。

- ① 申込方法
- ② 申込フォーム
- ③ 問合せフォーム
- ④ その他、本市が必要と認める内容

(サ) 市内民間施設の募集期間中において、本事業に関する市内民間施設向け説明会（対面またはオンライン）を実施すること。また、説明会実施後に本説明会の満足度や要望等の把握を目的にアンケート調査を実施すること。なお、説明会の実施の周知は、支援事業者が作成するリーフレットやホームページ等にて行うこと。

(シ) 市内民間施設での EV 充電器等設備等設置の合意形成のため、協力が求められた場合は応じること。

(ス) その他、本市が行う周知活動へ協力すること。

4. 本事業の期間

(1) 利用開始時期

EV 充電設備等の利用を開始する時期は、施設管理者と事業者との協議により決定するものとする。

(2) 事業期間

事業期間は、協定締結日を起点とし、市施設において最後に設置した EV 充電設備等の供用を開始した日から起算して 8 年に達した日以後における最初の 3 月 31 日までとする。なお、事業期間終了後の取り扱いについては、施設管理者と協議の上、原則実施事業者の負担により撤去し原状回復するものとするが、施設管理者の負担が必要となる場合は企画提案書等において明確にすること。

(3) 事業実施スケジュール

事業実施にかかるスケジュールは以下を基本とする。ただし、国の補助事業の変更や庁舎周辺工事の進捗等により変動する場合がある。

スケジュール案（令和5年度にプロポーザル実施）

令和6年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
公共施設	EV急速充電設備等現地調査（伊丹市庁舎）	●	●										
	EV急速充電設備等設置（伊丹市庁舎） 補助金申請含む		●	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	●	
	EV急速充電設備等管理・運営（設置後）											●	-----
	設置可能性調査・事前調査	●	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	●		
民間施設	公募・周知・受付	●	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	●

令和7年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
公共施設	EV普通充電設備等設置 補助金申請含む	●	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	●
	EV充電設備等管理・運営（設置後）	●	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	●
民間施設	EV充電設備等設置 補助金申請含む	●	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	●		
	公募・周知・受付	●	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	●
	EV充電設備等管理・運営（設置後）	●	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	●
その他	年度報告書提出	●	●										

令和8年度以降		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
公共施設	EV充電設備等管理・運営	●	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	●
民間施設	EV充電設備等設置 補助金申請含む	●	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	●		
	公募・周知・受付	●	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	●
その他	EV充電設備等管理・運営	●	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	●
	年度報告書提出	●	●										